

# おかやま元気な森づくり推進事業調査要領

平成26年 4月 1日 治第 3号  
最終改正 令和元年 8月 7日 治第305号

## 第1 趣旨

おかやま元気な森づくり推進事業補助金交付要綱（平成26年4月1日付け、治第1号）第4条に定める竣工調査（以下「調査」という。）は、この調査要領の定めるところによるものとする。

## 第2 調査員

- 1 調査は「造林事業調査要領」（昭和53年7月20日付け、治第359号、以下「造林調査要領」という。）第2の1から3に定める調査員が行うこととする。
- 2 調査員は厳正かつ公平に調査を行わなければならない。

## 第3 調査の区分及び現地調査の省略

調査は、造林調査要領の第3に準じて行うものとする。なお、現地調査の省略は、同要領第3の2の(2)及び(3)の規定によるものとする。

## 第4 調査の認定

- 1 第3の1に規定する調査の結果、当該施行地が要領等関係規定に適合しないものであるときは、完了と認めず、不合格又は一部不合格である旨を申請者に通知するものとする。
- 2 前項の不合格又は一部不合格である施行地で、当該年度における一定期間内に手直しを行ったものについては、再調査を行うものとする。

## 第5 調査書の作成

調査員はおかやま元気な森づくり推進事業調査調書（様式第1号）を作成する。

## 第6 調査書の保存

調査調書及びこれらに類する書類は市町村、森林組合等ごと一括し、事業の終了の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

## 第7 書類調査

- 1 書類調査は主として申請書類により、次の事項に留意のうえ、その記載内容が定める採択要件に合致していることを確認するものとする。
  - (1) 施行地の森林所有者及び地番を確認し、その確認方法を調査調書に記入する。
  - (2) 事業完了時点の確認は原則として完了届等事業主体からの届出による事業完了年月日によるものとする。
- 2 作業従事者等についての確認  
森林所有者（森林を所有する会社等の従業員を含む。）が、所有森林の事業（森林組合等受託施行として補助金交付を申請しようとするものに限る。以下同じ。）に従事している場合は、交付要綱第3条の5に規定された基準を満たしているか、作業日報等により確認する。
- 3 間接費を加算する施行地においては、以下のことを確認する。
  - (1) 現場監督費（現場労働者が雇用者により実施された場合）及び社会保険料等の加入状況については、間接費率の適用に係る証明書（以下、証明書という。）により確認する。

- (2) 現場労働者の中に個人請負者が含まれる場合にあっては、当該個人請負者に対する実質的な管理・監督の状況の記録の有無を証明書により確認する。
  - (3) (1)及び(2)の規定に関わらず、調査員が必要と認める場合は、事業主体に対し、証明書に係る雇用契約書、管理・監督の記録及び保険料の払い込み済み証明書等の提示を求めることができる。
- 4 申請書等に基づき、1から3のほか次の事項を確認する。
    - (1) 委任事項（申請と受領等）
    - (2) 契約関係（受託契約、請負契約等）
    - (3) 事業主体が森林所有者の団体である場合にはその規約の内容、構成員の氏名、又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容、造林地の森林所有者
    - (4) 除伐・間伐、切捨更新伐において、選木作業を伐倒とは別途行う場合（伐倒と同時に行う場合は除く）で、伐倒前に伐倒する立木が判別できるようマーキングした作業の実施状況については、当該作業状況を撮影した写真等
    - (5) その他要領等関係規定に照らし必要な事項
  - 5 調査員は、必要に応じて事業主体に確認した書類の写しを求めることができる。

## 第8 現地調査及び査定

現地調査は原則として申請者若しくは代理申請者を立会させて行うものとする。

- 1 面積の調査は申請面積と照査して行い、査定は調査面積に従って行う。
- 2 施行区域は、次のとおりとする。
  - (1) 当該事業の補助対象面積は、不用木の除去等当該施業と一体として取り扱う樹木を包括する区域とする。
  - (2) 施行地内の施行不可地であって1カ所の面積が0.01ヘクタール以上であるものは除地とし、施行面積を差し引くものとする。
- 3 測量成果の照合は、次のとおりとする。
  - (1) 2個以上の測線又は対角線並びに方位角及び高低角を実測し、施業図及び測量野帳を照合する。
  - (2) 前号の照査結果が通常の見誤差の限界を超えるときは調査員は申請者に再測量を命じるものとする。

なお、通常の見誤差の限度は、方位角及び高低角各2度、距離100分の5とする。
  - (3) 精度の高い既存の図面により申請があった場合には、検査員は必要に応じ申請者に主要測点の復元を求め、検査するものとする。
- 4 調査は、次のとおりとする。
  - (1) 林齢、樹種の確認は、事業主体からの聞き取り、森林簿、対象林分の伐根の年輪等により行う。
  - (2) 施行地内の標準地とみなされる任意の場所に面積100平方メートルを基準として設定した区域内で、植栽本数、生立本数、伐採本数、実施状況について調査する。
  - (3) 市場等へ出荷した材積の確認は、間伐実施林分の状況による出荷伝票の数量の妥当性から判断する。
- 5 森づくり作業道整備  
岡山県森林作業道実施基準（平成23年8月25日付け、治第611号）による。

## 第9 現地調査内容の記載等

- 1 施業図については、当該施行地及びその周辺林地の概要等の記載の適否を照査する。

また、施業除地の確認方法については、施業図の照合とあわせて空中写真等により確認する。
- 2 次の確認事項を施業図に朱線で記入する。

- (1) 調査員が調査のため踏査した経路
  - (2) 調査した線及び測点
  - (3) 標準地の位置
  - (4) 調査事項及び結果
- 3 森づくり作業道整備にあつては岡山県森林作業道実施基準による。
- 4 調査時における、調査員及び立会人並びに調査状況（測量成果、伐採本数、施工状況等）の写真を撮影し、調査調書に添付しておくものとする。なお、これらの写真は、GPSデータが記録されたものとする。

#### 附 則

この要領は、平成26年度事業から適用する。

附 則（平成26年7月14日 治第269-3号）

この要領は、平成26年度事業から適用する。

附 則（平成27年4月1日 治第47号）

この要領は、平成27年度事業から適用する。

附 則（平成28年7月29日 治第333号）

この要領は、平成28年度2-四半期事業から適用する。

附 則（平成29年3月24日 治第770号）

この要領は、平成29年度事業から適用する。

附 則（平成30年10月1日 治第350号）

この要領は、平成30年度3-四半期事業から適用する。

附 則（令和元年8月7日 治第305号）

この要領は、令和元年度2-四半期事業から適用する。

